



表彰式動画



最新情報お届けします！

農地

農政

経営

令和2年度岐阜県農業委員会活動優良表彰式
左から下呂市農業委員会・白川町農業委員会・岩井農業会議会長・大垣市農業委員会・大野町農業委員会

「令和2年度農業委員会活動優良表彰」決定

農地利用の集積・集約部門

大野町農業委員会

遊休農地の解消部門

大垣市農業委員会

農業振興部門

白川町農業委員会・下呂市農業委員会

岐阜県農業会議は令和3年11月19日、農業委員会会長・事務局長合同会議において「令和2年度岐阜県農業委員会活動優良表彰式」を行いました。今回から県内の農業委員会が取り組む「1農業委員会1事例づくり」で創出した事例のうち、顕著な成果をあげた農業委員会を表彰し、他の農業委員会への横展開を図ることとしています。創出した42事例の中から、審査を経て大野町、大垣市、白川町、下呂市の4農業委員会が受賞しました。

受賞した4事例をはじめ創出した42事例を県内の農業委員会で情報共有し、より一層の「農地利用の最適化推進活動」の強化を目指していきます。（4事例の内容は2～5頁で紹介しています）

隣町担い手の入作による6haの農地集積・集約

軟弱地盤の課題乗り越え・決して諦めない 大野町の野地区は、地盤が弱く大型農機が沈み込むため、遊休農地が多い課題を抱えていました。同地区の水野推進委員は、課題を解決できないかと農地所有者などに呼びかけ、平成29年に耕作者の確保と暗渠排水工事について話し合いを行いました。話し合いの結果、地区内はおろか町内での耕作者も見込めず計画が頓挫しかけました。しかし、町外にも目を向け、隣接する揖斐川町を中心に広域で耕作する養豚担い手を候補に、水野委員自ら訪問し交渉を開始しました。

揖斐川町の養豚担い手にマッチング

養豚担い手との話し合いの結果、まずは耕作できるのかを確認するため、令和元年に試験的に乾田直播栽培で飼料用米を作業受委託により作付けしました。試験は成功、乾田であれば大型機械でも作業ができ長期での貸借契約のマッチングができました。



農地のマッチングをした水野推進委員

委員が所有者戸別訪問 10年間の利用権設定により6ha集積！

早速同地区の農業委員・推進委員が協力して農地所有者29名を戸別訪問し、農地の利用権設定手続きを説明しました。数日間で必要書類を集め、農地約6haについて令和3年4月から10年間の養豚担い手との利用権設定が完了。農業委員・推進委員の活躍により新規農地集積を実現。農地所有者からは草刈しかしていなかった農地が耕作され嬉しい、養豚担い手からは委員に地域をまとめて貰えスムーズに耕作ができたという喜びの声が聞かれています。



新たに利用集積した農地

遊休農地（耕作放棄地）の解消について

推進委員20人に増員し体制強化 大垣市農業委員会はこれまで約3,000haの農地を農業委員19人、推進委員11人で担当してきましたが、担当地区が広域になり、十分に目配りができない状況が続いていました。このため、令和2年7月の委員任期満了に伴う改選を機に、人・農地プラン数に合わせて推進委員を9人増員しました。体制強化により、令和2年度は利用状況調査を全地区2回実施し、遊休農地所有者の相談に乗るなど、取組みを拡充しました。農業委員・推進委員がペアになり1回目（8月）の調査を実施し結果を事務局に報告。それを受けた事務局は農地所有者へ耕作や草刈など農地の適正管理を依頼する文書を送付。その後、両委員が2回目（11月）の調査を実施。依然として解消されていない遊休農地を調査しました。

遊休農地7.5haを解消 体制強化により所有者との距離が近くなり、どうすれば困っていることを解決できるかを意識して相談に乗れるようになっていきます。周辺の状況から耕作再開の見込みがある遊休農地は、農業委員・推進委員が積極的に所有者に声をかけ、担い手の紹介や集落営農による耕作の提案、人・農地プラン検討会での協議などを行っています。活動はすぐに成果をあげ、令和2年度は7.5haの遊休農地が解消されました。



農業委員・推進委員がペアで利用状況調査

農地中間管理事業活用 不在であった推進委員が配置された南杭瀬地区では、委員が農地所有者と話し合いを実施。委員から、除草作業や営農再開を提案し、委員が参加する地域の集落営農法人への農地中間管理事業による貸借につながりました。除草作業は県の農地イキイキ再生週間の活動に位置づけ、委員、集落営農法人、市・県が参加。現在は同法人が水稻の作付けに向け土壌改良をしています。



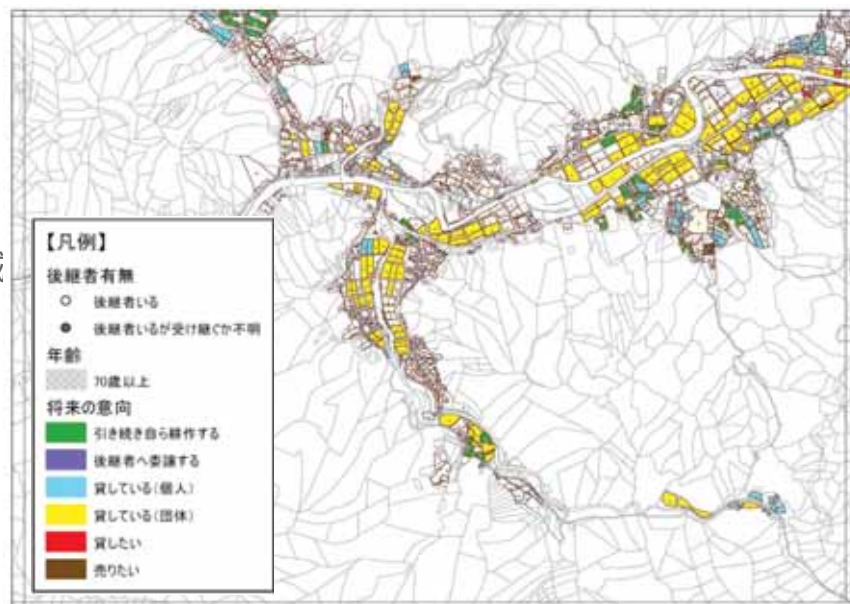
農地イキイキ再生週間に実施した除草作業

人・農地プラン実質化に向けた取り組み

農業委員・推進委員中心に取り組み開始 白川町には約950haの農地があり、佐見、黒川、白川、白川北、蘇原の5地区ごとに人・農地プランをつくっています。同町では、令和2年度中の人・農地プラン実質化を目指し、農業委員・推進委員は農地利用意向アンケートの作成や地域の話合いで中心的な役割を担いました。

農地利用意向アンケート アンケート作成に先立ち有効なアンケートとするため、農業委員会の研修会を開催。地区によって担い手となる経営体数や課題など状況が異なり、地区の実情に合わせた内容となるよう協議してアンケートを作成しました。令和2年5～9月にアンケート調査を実施し、約850戸、農地面積にして約510ha分の意向を回収しました。

将来の意向地図 アンケート結果をもとに現在の耕作状況と将来の意向を整理した2種類の地図を作成。特に「将来の意向地図」は、将来の農地利用の姿が明確になり、地域での話合い時の有効な資料となりました。



作成した将来の意向地図



農地委員・推進委員を地域の代弁者とした話合い

委員が地域の代表者となって話合い コロナ禍のため令和3年1月に農業委員・推進委員が地域の代弁者として話合いを実施。5地区の人・農地プランに反映する意見を出し合いました。3月に人・農地プラン検討会を開催し、5地区の人・農地プラン実質化が完了しました。今後プランに沿って農地利用の最適化を進めるため、委員を中心により細かな営農エリア単位での話合いや貸借のマッチングを図っていきます。

下呂市農業委員会「農業振興部門」受賞

優良農地は人・農地プランで！

小規模農地は下限面積緩和と地域住民で守る！

全11地区の人・農地プラン実質化 下呂市は全11地区の人・農地プランを、県内でもいち早く令和2年3月に実質化し公表。令和2年度は実質化したプランを実行するため、プランで浮き彫りになった課題をどうしていくか地域の話合いがスタートしました。話合いにはコーディネーターとして農業委員・推進委員が参加し、プランに沿って担い手に集積・集約する対象農地選定などを行いました。また、農地の問題を農家だけで解決しようとせず、地域の問題として提起し、自治会と共に活用方法の検討もはじめています。



上原地区の農地集積の中心となる受け手となった
かみはら山水農園の2人

かみはら

上原地区 担い手6者に17ha集積

これまで下呂市は、農地中間管理事業を活用して、下呂市モデルともいえる方式で成果をあげてきました。モデルのポイントは、農業委員会が地域の農地所有者と担い手を一緒に集め、説明し理解を求め、信頼を得るというもの。上原地区では担い手6経営体に17haを集積しました。

家庭菜園で大切な農地を守る 農家数が減少する中、意欲ある地域住民の力を借り農地を守るため、農業委員会は令和2年7月に市内の農地の権利取得下限面積を10㎡に下げるとともに、遊休農地やその恐れのある農地など指定した農地は1㎡から取得可能にしました。「小さな面積から農業を始めてみませんか」のキャッチコピーで、委員会だよりなどでPR。地域の非農家などから毎月2~3件の農地取得があり、遊休農地発生防止や新規参入に繋がっています。

農地法第3条 下限面積

区域	市内全域
面積	10㎡

①~③全てに該当し農業委員会が指定した農地

区域	①譲受人名義または譲受人名義となることが 確実な土地に隣接する農地 ②遊休農地若しくは遊休化の恐れのある農地 ③集団的な農地利用に支障のない農地
面積	0.01㎡（1㎡）

農業経営改善スペシャリストの税理士に聞く！ 消費税のインボイス制度開始（令和5年10月）までに必要な準備

令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度がスタートします。昨年10月からは適格請求書発行事業者の登録申請も始まっています。

制度開始が迫る中、そもそもの消費税の仕組みや、農業者はどのような準備をすればよいのかを、農業経営改善スペシャリストの渡邊税理士にお聞きしました。



渡邊利明 税理士 農業分野で30年以上の実績がある岐阜市の税理士法人成和の次長。法人化支援やコンサルティングなど幅広く手がける。

そもそも消費税の納付はどのような仕組みでしょうか？

消費税は、消費一般に広く課税するものです。消費税は事業者が納税を行いますが、その税金分は、事業者が販売する商品や価格に含まれて、製造業者から卸売業者に、そして小売業者へと次々と転嫁されていき、最終的には消費者が負担することになります。事業者が納税する場合には、各事業者の段階で税が二重、三重と課されることがないように、売上に含まれている税金から、仕入に含まれている税金を控除するといった仕組み（仕入税額控除といいます）が用いられています。



国税庁資料より

令和5年10月から導入されるインボイス制度では、何が変わるのでしょうか？

前問でも触れたように、消費税の仕組みにおいては、税の累積を防止するために仕入税額控除といった制度が用いられています。この制度では、一定の要件を満たす仕入税額が控除の対象となりますが、インボイス制度では、その要件が変更されます。現行では、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされており、取引相手が消費税の課税事業者であるか否かは関係がありません。しかし、インボイス制度の下では、税務署の登録を受けた課税事業者が発行する適格請求書（いわゆる「インボイス」）等の保存が要件とされます。したがって、インボイス制度の導入後は、免税事業者との取引は仕入税額控除の対象となりません。

売り先が一般の集荷業者や飲食店の農業者は、課税事業者への移行検討を！ インボイス発行するには、令和5年3月31日までに税務署で登録手続きを！



インボイス（適格請求書）への対応が必要なのは、どのような農業者でしょうか？

インボイス制度の影響は、売り手（お金をもらう側）の立場と、買い手（お金を払う側）の立場で異なります。売り手の立場から見た場合、農協や卸売市場へ出荷を行っている農業者は、インボイス制度の特例が用意されている事から、影響はありません。それ以外の出荷については、取引相手がインボイスを必要とする事業者である場合には、自分がインボイスの発行ができる課税事業者でないと、値引きの要請を受けることや、場合によっては取引停止となってしまうことも想定されます。他方、買い手の立場から見れば、自分が免税事業者や簡易課税事業者の場合には、影響はありませんが、一般課税事業者の場合には、取引相手が免税事業者であるときには、そのままの状態で行取引を継続した場合、消費税の納税額が増えるといった結果となってしまいます。

現在、消費税の免税事業者ですが、このままでよいでしょうか？

免税事業者は三つの選択肢（①免税事業者を継続、②課税事業者（一般課税）へ移行、③課税事業者（簡易課税）へ移行）の中から、いずれかを選択する必要があります。

農協や卸売市場へのお荷や、消費者への直接販売がほとんどである農業者の場合には、免税事業者のままであったとしても、影響は限定的と考えられます。他方、売り先が一般の集荷業者や飲食店等の事業者である場合には、取引の継続に懸念が生じます。その場合には、課税事業者へ移行（②もしくは③）することも視野に入れて検討を行う必要があると考えます。

インボイス（適格請求書）発行のための手続きはありますか？

インボイスを交付することができるのは、インボイス発行事業者に限られます。すべての課税事業者が自動的にインボイス発行事業者となるかという点、そうではなく、インボイス発行事業者となるためには、税務署において登録手続きを済ませる必要があります。

制度のスタート（令和5年10月1日）初日からインボイス発行事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録手続きを済ませる必要がある事から、注意が必要です。



インボイス制度の研修会・個別相談を希望される方は、次のページをご覧ください

専門家に農業経営の無料相談をしませんか？

農業経営改善スペシャリストを無料で派遣します

「農業経営に関することを専門家に相談してみたい。でも誰に頼めばいいの？費用は？」
そんな時は、農業経営改善スペシャリスト派遣をご活用下さい。18名の専門家による相談や研修会などを無料で受けることができます（ただし同じ方の同じ内容の派遣は年度1回のみ）。

農業経営改善スペシャリスト 18名

8分野の専門家があなたをサポート！

専門家	人数	個別相談や研修会の主な内容
司法書士	1名	農業法人設立登記・売買贈与相続など所有権移転登記
行政書士	3名	後継者事業承継・相続対策
中小企業診断士	2名	経営診断・分析・管理会計導入
税理士	4名	税務相談・農業経営の法人化・事業承継
社会保険労務士	4名	労務管理・人材育成定着・就労環境向上
農業経営	1名	経営計画作成・農業参入サポート
パソコン農業簿記	1名	ソリマチ農業簿記操作サポート
スマート農業	2名	温室環境制御・土地利用型作物センシングデータ活用

派遣申込み

農業経営改善スペシャリストは市町村農業委員会を通じて派遣します。相談や研修会を希望される方は、お住まいの市町村の農業委員会または（一社）岐阜県農業会議までご連絡下さい。ご連絡の際には、希望する①個別相談や研修会の内容②専門家③対象者氏名・名称④日時（令和4年3月末まで）⑤場所（ご自宅可）をお伝え下さい。ご希望に沿った専門家を派遣します。

なお、令和4年3月末分まで申込み受付中ですが、本年度予定回数に達した場合は3月末前に終了することがあります。令和4年度は5月以降から実施予定です。



スペシャリスト詳細
農業会議HP